

深川市公告第18号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営
基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「旧農業経営基盤強化促進法」
という。）第18条第1項に基づき、農用地利用集積計画（令和6年度第10号）
を定めたので、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告する。

なお、農用地利用集積計画書は深川市農業委員会事務局において縦覧に供す
る。

令和7年2月27日

深川市長 田 中 昌 幸



令和6年度第10号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営
基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項に基づき、農用地
利用集積計画を定める。

令和7年2月27日

深川市長 田 中 昌

